

上野原都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(案)

山 梨 県

目 次

はじめに	1
1. 都市計画区域の現状と課題	2
1) 都市計画区域の名称及び範囲	2
2) 都市計画区域の現状と課題	2
2. 都市計画の目標	4
1) 都市計画の目標年次	4
2) 都市づくりの基本理念	4
3) 人口、産業	4
4) 将来の都市構造、主要な都市機能の配置	5
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	7
1) 区域区分の有無	7
4. 拠点エリアの決定の方針	8
1) 拠点方針エリア	8
2) 拠点エリアの決定の方針	8
5. 主要な都市計画の決定の方針	9
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	9
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	12
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	12
(2) 下水道の都市計画の決定の方針	13
(3) 河川の都市計画の決定の方針	14
(4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	15
3) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針	16
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	17

拠点方針エリア図

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図

はじめに

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画区域を対象とした長期的な都市づくりの方向性を示すものである。

一方、本県では都市の拡散や都市政策課題の広域化など現行の都市計画区域を越えた広域的な課題の増加を背景に、各都市計画区域マスタープランの上位計画として、「山梨県都市計画マスタープラン」を策定することにより、県内の各都市や市街地の機能分担、連携のあり方、広域に効果が及ぶ道路などの都市基盤の計画等を、都市計画区域外を含む県全域で示したところである。

したがって、本県の都市計画区域マスタープランは「山梨県都市計画マスタープラン」に即し、都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針を示している。

今後の本県の都市計画（県決定及び市町村決定のすべて）、及び市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）については、この都市計画区域マスタープランの内容に即して定められることになる。

本都市計画区域マスタープランにおいて、

- 「拠点」とは、「山梨県都市計画マスタープラン」において、選定した広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、都市機能補完地区をいう。
- 「拠点等」とは、上記拠点に地区拠点を加えたものをいう。
- 「既成市街地」とは、すでに用途地域の指定のある地域はもちろんのこと、用途地域の指定のない地域においても、既存集落などすでに都市的土地利用がされている地域を含む。
- 「大規模集客施設」とは、建築基準法別表第二（わ）項に掲げる建築物とする。

1. 都市計画区域の名称及び範囲

1) 都市計画区域の名称及び範囲

① 都市計画区域の名称及び範囲

本都市計画区域の名称及び範囲は次のとおりである。

都市計画区域	市町	範囲	面積
上野原都市計画区域	上野原市	行政区域の一部	2,375ha

② 位置

上野原市の一部を区域とする上野原都市計画区域（以下、「本都市計画区域」と称する。）は、山梨県の東端部に位置し、東側は神奈川県と接している。また、県都甲府市からは約50km、東京都心からは約70kmの距離にある。

2) 都市計画区域の現状と課題

① 都市の現状

本都市計画区域は、四方を標高1,000m級の山々に囲まれ、桂川が中央を東西に流れる、水と緑の豊かな地域にある。

本都市計画区域の交通は、桂川に沿って、東京方面と甲府方面を結ぶ中央自動車道とJR中央本線が東西に走り、上野原地区の南東側に上野原インターチェンジとJR上野原駅が位置し、東京方面からの玄関口として機能している。

地形的な要因から本都市計画区域の可住地は少なく、まとまった市街地が桂川北側の河岸段丘上に形成されている。

近年、人口が減少に転じており、すでに超高齢社会（高齢化率21%～）を迎えている。

高度経済成長期からバブル期には、上野原地区北東部の上野原工業団地（グリーンヒル21）及び鶴川の西の上野原・東京西工業団地（リサーチアンドテクノパーク）の建設、東京方面から流入してくる人口の受け皿としてJR四方津駅北の住宅団地（コモアしおつ）等の計画的な市街地が形成された。しかし、バブル崩壊後、経済の低迷とともに人口の都心回帰が進み、一部には未利用地がみられる。

② 都市の課題

○人口減少・超高齢社会における今後の都市のあり方

人口減少・超高齢社会にあつては、無秩序な宅地化の抑制、公共公益施設などの都市機能の郊外立地の抑制、公共交通機関の利便性の向上、コミュニティの維持・活性化が求められている。

○都市経営コストの最適化

無秩序に拡散した都市における非効率な公共投資は、厳しい財政状況をさらに圧迫することとなる。従って、都市における既存ストックの活用、都市機能の集約化、中心市街地の活性化、まちなか居住の推進が求められている。

○安全・安心な暮らしへの備え

富士山噴火、地震災害、風水害など自然災害に対する備えとして、防災機能を有する森林や農地の保全、安全な市街地の整備を進めるとともに、被災時に周辺都県間の相互応援に必要な機能を有する防災拠点や交通機能、情報ネットワークの整備により、安全安心な都市空間の実現が求められている。

○豊かな自然環境・景観の保全

豊かな自然や各地域で営まれている魅力ある農地などの保全を図り、これらの景観を活かしたゆとりある居住環境の形成が求められている。

○体系的な交通ネットワークの整備

拠点間連携強化のための広域的な交通網の整備が求められる。

○環境にやさしい都市づくりの推進

都市構造の違いは、CO₂の排出量に大きく影響するといわれている。拡散型都市構造から集約型都市構造への転換を図るとともに、エネルギー多消費型都市活動の改善や緑地保全・都市緑化の推進等による低炭素型の都市づくりが求められている。

本都市計画区域の特徴的な課題

○持続可能な都市づくり

人口減少等により地域活力が低下している中、拠点等において持続可能な都市づくりを目指し、都市機能の集約強化、中心市街地の活性化、都市機能の維持・更新、低未利用地の解消などが求められている。

特に上野原地区中心市街地には、すでに一定の都市機能の集積が見られるものの、それぞれの都市機能の更新時期を迎えているなど、今後、これらの集積を保ちながら都市機能を維持・更新していくことが求められている。

○市街地環境の整備

本都市計画区域では、大規模開発により基盤施設の整備とともに新市街地の形成が進められてきたが、旧来の市街地では依然基盤施設の整備が遅れている。特に各種都市計画施設については、その必要性を見直すことも含め、市街地環境の整備、改善が求められている。

○住宅団地、工業団地などの低未利用地の活用

本都市計画区域は、首都圏近郊に位置する立地条件を活かして、住宅団地、工業団地の造成、大学の誘致等により首都圏等からの定住促進や企業誘致を進めてきたが、近年の社会経済状況の影響を受け、これらの動きが停滞している。これら一部の未利用地について、今後の人口減少の中でその活用等が課題である。

2. 都市計画の目標

1) 都市計画の目標年次

策定年度である平成 22 年度から、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、計画の基準年次を平成 17 年（2005 年）とし、目標年次を平成 32 年（2020 年）とする。

2) 都市づくりの基本理念

山梨県都市計画マスタープランでは、本都市計画区域が位置する「富士・東部広域圏域」の基本理念として、「富士山・富士五湖等の観光資源、自然、歴史、文化などの地域特性、首都圏近郊の立地条件を活かした交流と産業の展開する広域圏域」が示されている。

本都市計画区域の現状と課題、山梨県都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等を踏まえ、

**豊かな自然と首都圏近郊の立地条件を活かした
潤いの居住と活力ある産業の都市**

の実現を都市づくりの基本理念として定め、次のような基本方針により都市づくりを進める。

○基本方針

上野原地区中心市街地については、既存の都市機能の集積や都市基盤ストック、良好な交通利便性等を活かし、今後もこの集積を維持していく。特に都市機能等の更新時期にはこの高い集積を維持しながら更新することを目指す。

また、豊かな自然や魅力ある農地などの保全を図り、これらの景観を活かした都市形成を図る。

3)人口と産業

(1)人口の現況と将来見通し

区分 \ 年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (15 年後)
都市計画区域内人口	19 千人	16 千人

(2)産業の規模

①生産規模の現況

(億円)

工場出荷額				卸小売販売額		
平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 32 年	平成 6 年	平成 11 年	平成 16 年
551	621	639	799	268	285	381

※数値データについては各都市計画区域の H16 時点構成市町村単位の合計となっている。

(出典：工業統計調査、商業統計調査)

②就業構造の現況

(千人)

平成 7 年			平成 12 年			平成 17 年		
第 1 次 産 業	第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	第 1 次 産 業	第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	第 1 次 産 業	第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
0.3	5.4	7.2	0.1	5.0	7.5	0.1	4.4	7.8

※数値データについては各都市計画区域の H16 時点構成市町村単位の合計となっている。

(出典：国勢調査)

4) 将来の都市構造、主要な都市機能の配置

本都市計画区域の将来都市構造、主要な都市機能の配置は以下のとおりとする。

① 拠点等

・地域拠点(上野原地区中心市街地)

地域拠点には地勢の影響もあって都市機能が比較的まとまって集約していることから、今後もその集積を維持していく。また、不足する都市機能を他の拠点と補完し合いながら、広域圏域の一翼を担う拠点として都市機能や都市基盤の充実を図る。

・地区拠点

身近な生活に密着した活動を支える場として地区拠点を位置づける。なお、具体的な位置づけについては市が行うこととする。

② 軸

本都市計画区域外の拠点及び県外への軸

中央自動車道及び国道 20 号、並びに J R 中央本線を、本都市計画区域外の拠点及び県外への軸として位置づけ、交流、連携、支援の強化を図る。

③ 土地利用

・市街地

市街地は都市的土地利用を図るべき地域であり、拠点等及び拠点等以外の市街地、住宅系市街地、工業系市街地などに応じて土地利用の規制誘導や都市基盤の整備等により、都市機能、居住機能、産業業務機能等の適切な配置と密度構成を実現する。

・農業・共生地域

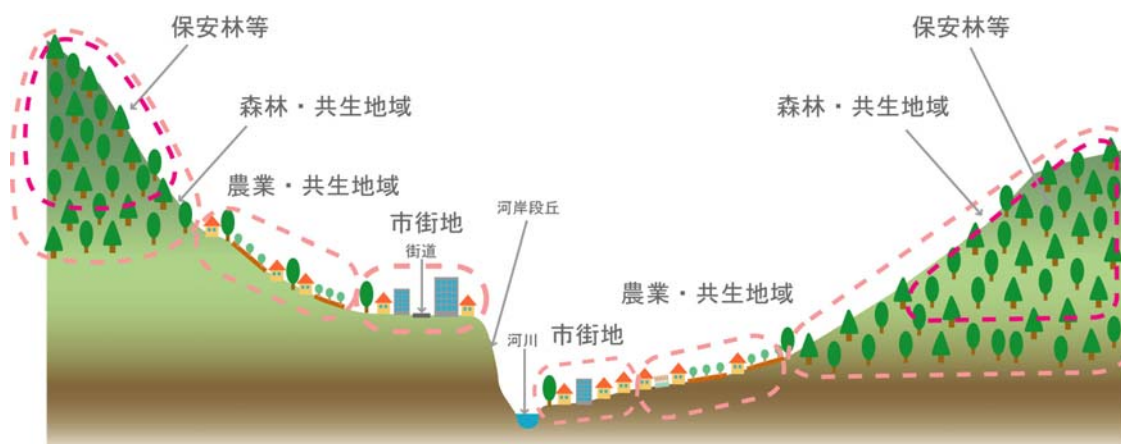
市街地周辺の開発圧力の高い地域を含んでいることに留意し、農業振興地域整備計画等と協調しながら良好な農地や営農環境等の保全に配慮しつつ、都市的土地利用との調和のとれた適切な土地利用を図る。

・森林・共生地域

比較的市街地から離れており、法規制や土地所有者の状況により適切な環境保全が図られている地域は、地域森林計画、自然公園の公園計画等に沿って保全していく。

一部に開発に対する規制が緩い地域を含んでいることに留意し、地域森林計画等と協調しながら環境や景観の保全に配慮しつつ、都市的土地利用との調和のとれた適切な土地利用を図る。

桂川河岸段丘の土地利用形態のイメージ



* 「保安林等」とは国有林、県有林、保安林、自然公園特別地域・特別保護地区、自然環境保全地域を示す。

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めないものとする。その根拠は以下のとおりである。

区域区分	理由
無	本都市計画区域は、人口や産業の見通しから、今後市街化の圧力はそれほど高くはなく急激かつ無秩序な市街化は進まないものと予想される。 したがって、区域区分以外の都市計画制度の適用及び農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基づく各種制度との連携により、所期の目的は達成できるものと判断されることから、区域区分を定めないものとする。

4. 拠点エリアの決定の方針

1) 拠点方針エリア

(1) 拠点方針エリア

拠点方針エリア（以下、「方針エリア」という。）は、「山梨県都市計画マスタープラン」において拠点を選定した際に用いた施設や地区を中心とした概ね半径1kmの範囲を基本とするとともに、方針エリアを定めるにあたっては、農林漁業との土地利用の調和を十分に図ることとしている。また、地形等の特殊性から拠点候補地名称に用いられた施設や地区を中心とすることが必ずしも適切でない場合は、適宜中心を移動している。

以上から定めた方針エリアを「拠点方針エリア図」に示す。

(2) 拠点方針エリアの役割

方針エリアは概ねの拠点の位置及び範囲であり、今後市町村マスタープラン等においてこの方針エリアをもとに拠点の詳細な範囲（以下、「拠点エリア」という。）を定めることができる。なお、市町村マスタープラン等において拠点エリアが定められるまでの間は、「拠点方針エリア図」に示す範囲を拠点エリアとする。

2) 拠点エリアの決定の方針

拠点エリアは、別途「拠点エリアの決定基準」に基づいて県と市町村が協議を行った上でその範囲を決定するものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用の方針

①拠点等

拠点等の土地利用については、その種類や拠点エリアの内外の区分に応じて以下の土地利用を図る。ただし、拠点エリア内であっても、既成市街地以外への新たな市街地の拡大は極力避け、既成市街地の整備や土地の有効利用を優先するものとする。

ア. 地域拠点

○都市機能の集約促進

地域拠点である上野原地区中心市街地では、行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、複数の都市機能が集約可能な土地利用を図るとともに、地域の独自性や周辺の都市機能の立地状況を十分考慮し、拠点エリアとその周辺の土地利用を総合的に計画する。

○地域の独自性を活かした良質な都市空間の形成・維持

当該地域の歴史・文化などに配慮し、地域の独自性を活かした良質な都市空間の形成・維持を図るため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像をもって土地利用を図る。

イ. 地区拠点

○都市機能の集約促進

地区拠点では、日常生活に密着したサービスを提供する都市機能を集約するなど、都市機能集約型都市構造の基本理念に基づいて、市が具体的な土地利用を図る。

ウ. 拠点等以外の地域

○拠点等とその周辺の総合的な土地利用

持続性のある拠点等の形成が図られるよう、拠点等の周辺地域については、必要に応じて特定用途制限地域や地区計画制度などを活用することにより、都市機能の拡散を抑制する総合的な土地利用を図る。

②住宅系市街地

○住宅系市街地の適切な規模、配置

住宅系市街地の規模はその中に配置すべき人口等を適切に収容し得る規模とすべきであり、人口の減少が予測されている場合には市街地の規模の拡大は極力避ける必要がある。一方、世帯数の増加の状況や適正な人口密度の設定についても十分考慮し、適切に配置するものとする。

○地域の独自性と地域のニーズに応じた土地利用

住宅系市街地では地域の特性や地域の目指すまちづくりのニーズに応じた良好な居住

環境を確保するため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像をもって土地利用を図る。

③工業系市街地

○効率的な生産活動に適した土地利用

本県では、環境負荷の少ない内陸型産業の誘致を進めており、特に、超精密な加工分野や燃料電池等の新エネルギー分野などの機械電子産業と、医療関連機器分野や農産物を活用する食料品分野などの健康関連産業の誘致を目指しているが、本県内への誘致の受け皿となる工場用地が不足している。

これらの特に誘致を重視している産業については、「山梨県企業立地基本計画」に基づき誘導する。なお、工場用地については工業専用地域等の工業系用途地域や特別用途地区の指定など、住宅地、農地、商業地等と混在しない適切な土地利用を図る。

(2)市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

①大規模集客施設の立地に係る土地利用

○拠点の位置づけにもとづく土地利用

広域的に都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の立地については、拠点エリア内へ誘導するものとし、拠点エリア外において、新たに大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定・変更は行わないことを基本とする。ただし、拠点エリア外のうち高速道路インターチェンジ周辺等で、広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合にはこの限りでない。

また、拠点エリア内であっても、すでに用途地域が指定されている既成市街地に未整備の都市計画施設や低未利用地が多く存在する場合は、それらの整備や土地の有効利用を優先する必要がある。この場合は「大規模集客施設の立地に係る都市計画の決定又は変更に関する運用指針」によるものとする。

なお、大規模集客施設の立地を可能とする用途地域の指定・変更のうち、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定を併せて行う場合については、拠点エリアの内外を問わないものとする。

②防災に配慮した市街地の土地利用

○防災に関する各種施策との整合

土砂災害の恐れのある区域（土砂災害警戒区域等）や洪水時に深刻な浸水被害の恐れのある区域など災害の発生が予想される区域については、極力新たな市街地に含めないなど、防災に関する各種施策との整合に留意した土地利用を図る。

③低未利用地の土地利用

○地域に応じた低未利用地の活用

近年、既存市街地において空き地・空き家が増加し、地域の目指すまちづくりに支障が生じているが、人口の減少に伴い、今後市街地全域でこの傾向に拍車がかかるものと予想される。このため、駐車場、資材置場等望ましくない土地利用への転換を防ぎ、地域におけるニーズに即した土地利用が図られるよう、緑地への転換なども視野に入れ、地区計画制度の活用などを検討する。

また一方で、郊外の住宅団地や工業団地の一部にも一定規模の未利用地がみられ、これらの土地利用についても望ましくない土地利用への転換を防ぎ、地域におけるニーズに即した土地利用が図られるよう、緑地への転換なども視野に入れ、地区計画制度の活用などを検討する。

④景観まちづくりの推進

○都市、地域の顔となる景観づくり

地域の顔となる拠点等において、風格と賑わいのある市街地景観を形成するとともに、歴史・文化的資源を活かした景観づくりや水と緑に調和した景観づくりなど、地区の個性を一層引き出すような景観形成を推進する。このため、必要に応じて景観計画等に基づく建築物の高さ・意匠・形態・色彩等の基準を示すことにより、地域の特性に応じた良好なまちなみ景観への誘導を図る。

2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1)交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

本都市計画区域のほぼ中央部には、本都市計画区域と東京、甲府方面を連絡する中央自動車道が東西に走っており、JR 中央本線上野原駅の北に上野原インターチェンジが位置している。地域の骨格となる道路網は、基軸となる国道 20 号及び周辺地域や集落を結ぶ県道により形成されているが、その整備は遅れており、市街地内や南北方向を結ぶ県道において渋滞が見られ、上野原駅や上野原インターチェンジへのアクセスも十分な状況とはいえない。上野原駅は東京方面への通勤通学を支える駅として、多くの利用者がみられるが、傾斜地という地形的な制約から駅周辺の交通結節機能が十分ではない。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

○広域道路や幹線道路の整備促進

首都東京に近接する利便性を活かすため、上野原インターチェンジや上野原駅等へのアクセス向上を図るとともに、道路網の整備を進め、通過交通と域内交通の整序を図る。

○公共交通機関の利便性向上

鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性向上や、拠点等の市街地において公共交通機関を補完する自転車交通環境の整備を積極的に図る。

○中心市街地形成と連携した道路整備

中心市街地の活性化を図るため、商業・業務地にふさわしい道路空間の形成を目指して国道 20 号の整備の検討を促進する。

○災害に強い道路の整備

災害時における避難路、輸送路、ライフライン、延焼遮断空間などを確保するため、防災に配慮した道路の配置、幅員、構造物などにより、道路の防災機能の強化を図る。

○美しい沿道景観の形成

個性と魅力にあふれた美しい都市を形成するため、道路整備にあわせて無電柱化を推進するとともに、建築物や看板等も含め、デザイン等に配慮した良好な沿道景観の形成を促進する。

○人にやさしい交通環境の整備

今後の更なる超高齢社会等に対応した、人にやさしい交通環境の整備を図るため、公共交通機関の利便性の向上やユニバーサルデザインを積極的に推進する。

○都市計画道路の見直し

長期にわたり未整備となっている都市計画道路については、都市の目指すべき将来像や地域のまちづくりとの整合性を図り、将来交通需要への適切な対応、より効果的・効

率的な整備を行うため、計画の変更・廃止を含めて市町村と連携しながら見直し等について検討を行う。

②主要な施設の配置の方針

A. 道路

ア. 自動車専用道路

国土レベルの連携を図る中央自動車道により、広域的な自動車交通を処理する。上野原インターチェンジ以東は、機能強化のため、6車線化の検討を促進する。

イ. 主要幹線道路

国道20号を地域の骨格を形成する主要幹線道路と位置づけ、地域の連携強化を図る。また、通過交通と域内交通の混在を解消するため、国道20号バイパスの整備を促進する。

ウ. 幹線道路

主要幹線道路を補完する幹線道路として、県道上野原あきる野線、県道大月上野原線、県道四日市場上野原線などを位置づけ、道路網の機能強化を図る。

エ. 交通広場

交通結節点である上野原駅は、交通結節点機能の向上に向け、北口及び南口の交通処理機能の分担・連携を基本とし、北口駅前広場の整備改善、及び南口駅前広場の整備を図る。

B. 公共交通機関等

鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性向上や、拠点等の市街地において公共交通機関を補完する自転車交通環境の整備を積極的に図る。

③主要な施設の整備目標

整備中または整備予定の施設は、次のとおりである。

道路種別	路線名
幹線道路	県道四日市場上野原線（上野原市）

(2) 下水道の都市計画の決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域では、平成5年度から桂川流域下水道の整備を実施しており、平成16年度に供用を一部開始している。

都市計画区域内下水道普及率等の現況			
市町村	下水道種別	都市計画区域内 下水道普及率*1 (H20年度末)	都市計画区域内 生活排水クリーン処理率*2 (H20年度末)
上野原市	桂川流域関連	41.0%	53.1%

*1) 都市計画区域内人口に対する公共下水道を利用できる人口の割合

*2) 都市計画区域内人口に対する公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽などを含む生活排水処理施設が整備された人口の割合

本県内では、人口減少等の社会情勢から、費用対効果の低下や厳しい財政状況等により当初都市計画決定した排水区域や下水道施設の整備が困難な地域が出現している。

このような課題を踏まえ、本都市計画区域では次のような基本方針のもとに整備を進める。

○優先順位を考慮した整備

現状の下水道普及率を踏まえ、整備の優先順位を原則として、人口集中地区、中心市街地、一般市街地内、市街地外の順に設定し、整備を推進する。

○都市計画下水道の見直し

人口減少等の社会情勢の変化から、費用対効果が低下していることや厳しい財政状況等により整備に相当の年月がかかることなどを考慮し、地域住民への説明責任を十分果たす中で、下水道事業以外の手法により、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るような都市計画下水道の変更についても必要に応じて検討していく。

② 主要な施設の配置及び整備予定

市町村	下水道種別	都市計画区域内 下水道普及率*1 (H20年度末)	都市計画区域内 下水道普及率*1 (将来*2)
上野原市	桂川流域関連	41.0%	約75.2%

(3) 河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域は、桂川とその支流となる鶴川がほぼ中央を東西及び、南北に流れている。近年、大きな水害の発生はないが、局所的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加などによる水害を未然に防止し、流域の治水安全度を確実に高めることが求められている。また、地域と一体となって育まれてきた河川は、景観や生態系への配慮が求められている。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域では、必要に応じた治水対策、親水性や環

境に配慮した整備を進める。

○洪水被害に対する治水安全度の向上

河川の掘削、護岸、築堤等の河川改修を図るとともに、流域内での雨水の流出を抑制する対策等を進め、治水安全度の向上を目指す。

○減災対策の推進

雨量水位情報等の収集、提供等のソフト面の対策についても充実を図る。

○魅力ある水辺空間の創出

地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川、湖沼等が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や景観の保全・形成等、多様な機能を活かした魅力ある水辺空間の創出を図る。また、地域における水と緑のオープンスペースを創出し、やすらぎと憩いの場を提供する。

②主要な河川

主要な河川
桂川、鶴川等

③主要な河川の整備目標

整備又は整備を着手する主要な河川
桂川等

(4)その他の都市施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

廃棄物処理施設は、廃棄物処理に関する上位計画及び関連計画に基づいて、適正に施設の整備を進める。

3)市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

既成市街地においては市街地開発事業を積極的に進める。特に拠点エリア内においては、中心市街地の活性化、都市機能の誘致、都市基盤施設の整備、防災機能の確保、住環境の改善、まちなか居住の推進を図る目的で実施する市街地開発事業を積極的に推進する。市街地開発事業の実施に際しては、地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像を明らかにすることを原則とする。

一方、用途地域の指定の無い区域で行われる新たな市街地の形成を目的とする市街地開発事業は、人口減少社会における市街地の拡散を抑制するために、拠点エリア内を除き、原則として行わないこととする。ただし、本県で特に誘致を重視している工業系の産業立地に係る市街地開発事業については既成市街地以外においても実施できるものとする。

また、今後、リニア中央新幹線等の国または県が推進する大規模プロジェクトにより本計画を見直し、新たに拠点としての位置づけが明確になった地域については市街地開発事業の積極的な導入を進める。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域には、都市公園はなく、主に住宅団地や工業団地などの開発行為に伴い整備された公園緑地が開発行為地内に分布している状況にある。このため、既存市街地、人口集中地区（D I D）あるいは面的開発地が位置していない地区には公園緑地が極端に不足している。また大規模開発等により緑地は減少傾向にあり、残された緑は生物の生息・生育環境にも影響を及ぼしている可能性も考えられる。

このような課題を踏まえ、本都市計画区域では次のような基本方針のもとに整備を進める。

○豊かな自然環境の保全

本都市計画区域を取り囲んでいる山々と緑豊かな森林、そして清らかな河川・渓谷が醸し出す山紫水明の地を守り、未来へ継承していくため、この恵まれた自然環境を積極的に保全していく。

○市街地内の親水空間と緑化の推進

市街地では、親水空間の創出、道路の街路樹等による緑化や民有地での沿道緑化を推進する。

○レクリエーション機能のための公園・緑地の整備・充実

広域的なレクリエーション拠点となる公園・緑地等については、整備を進めるとともに、地域特性や地域の歴史文化資源・自然資源を活かした個性あるエリアとして充実を図っていく。

○都市の防災機能向上に資する公園の整備

地震などの自然災害が発生した場合には、自衛隊等の応援部隊の宿营地、生活物資等の集積及び配送等の支援の場、避難場所、食料等の配給拠点、地域情報の提供の場としても使用可能な公園の整備を図る。

○地域制緑地指定の検討

市街地内や都市近郊にある貴重な自然的景観や歴史・文化的価値を有する緑地などを保全するため、風致地区や緑地保全地区等の制度の活用を検討する。

② 主要な緑地の配置の方針

ア. 環境保全系統

- ・都市を取り囲んでいる森林
- ・桂川などの河川及び周辺の樹林等の緑地

イ. 景観構成系統

- ・都市を取り囲んでいる遠景を構成する山々
- ・桂川などの河川
- ・月見ヶ丘風致地区

・島田風致地区

ウ. レクリエーション系統

(仮) 相模川河川公園

エ. 防災系統

・県の地域防災計画上の活動拠点、市町村の地域防災計画上の避難地

オ. 歴史的風土の保全系統

・歴史的価値の高い史跡等と一体となった緑地

③実現のための具体の都市計画制度の方針

ア. 都市施設としての公園緑地の決定の方針

種別		方針
公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、住民が容易に利用できる位置に配置する。
	運動公園	主として運動の用に供することを目的とし、住民が容易に利用できる位置に配置する。
	広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、交通の利便の良い土地に配置する。
	特殊公園	・主として風致の享受の用に供することを目的とし、良好な自然環境を形成する土地を選定し、配置する。 ・動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用の目的に適した土地を選定し、配置する。
緑地		主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上等の都市環境の維持・保全・改善及び緑道の用に供する目的として、自然地の分布、土地利用、交通状況、他の都市施設の配置等を総合的に勘案し、配置する。

■整備又は整備着手を予定する施設

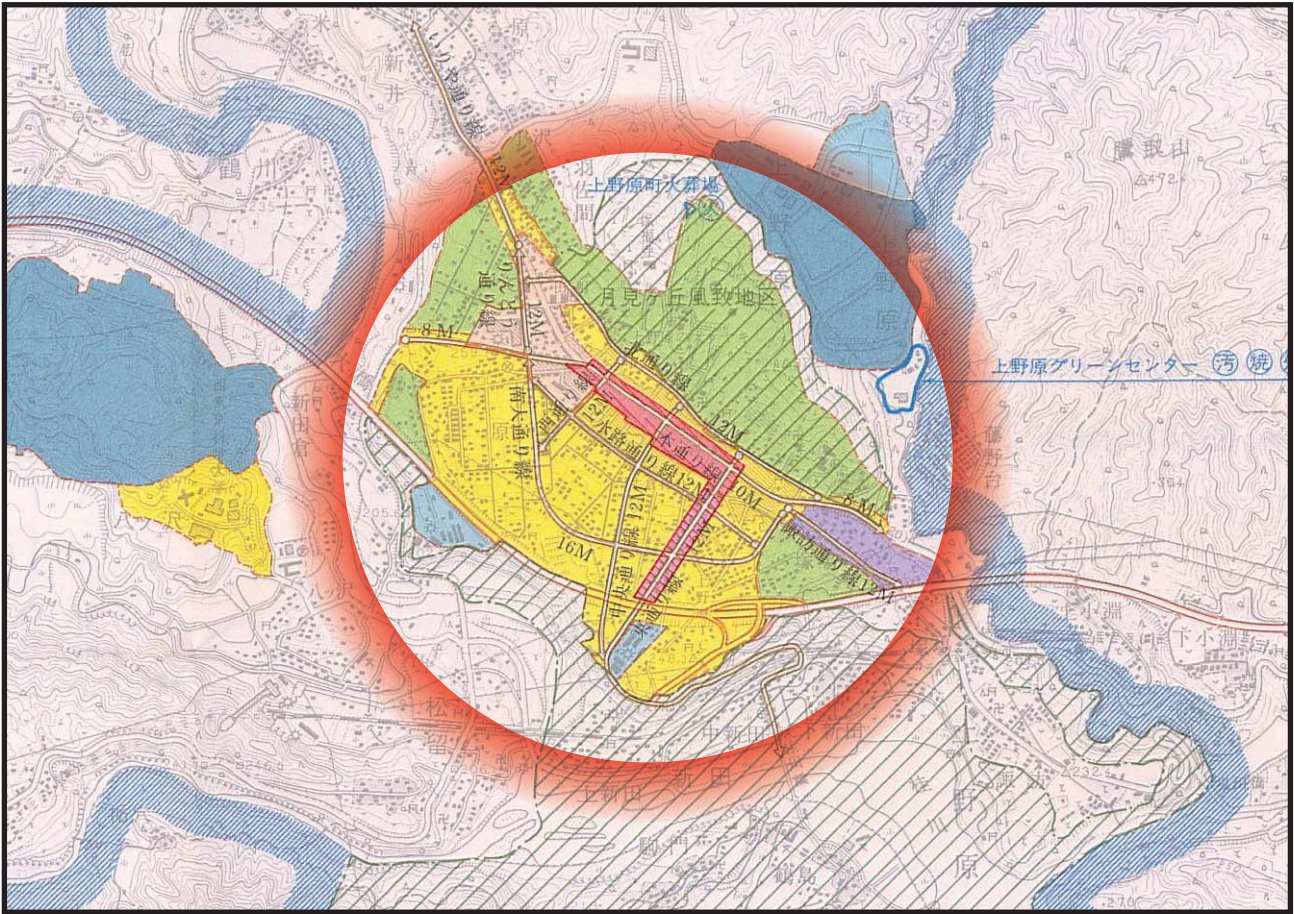
・(仮) 相模川河川公園

イ. 風致地区等の指定目標及び指定方針

市街地内及び周辺丘陵の樹林地や緑地等の良好な自然的景観を有する地区に、地区の土地利用の特性に配慮しながら、風致地区等の指定を検討する。

拠点方針エリア図

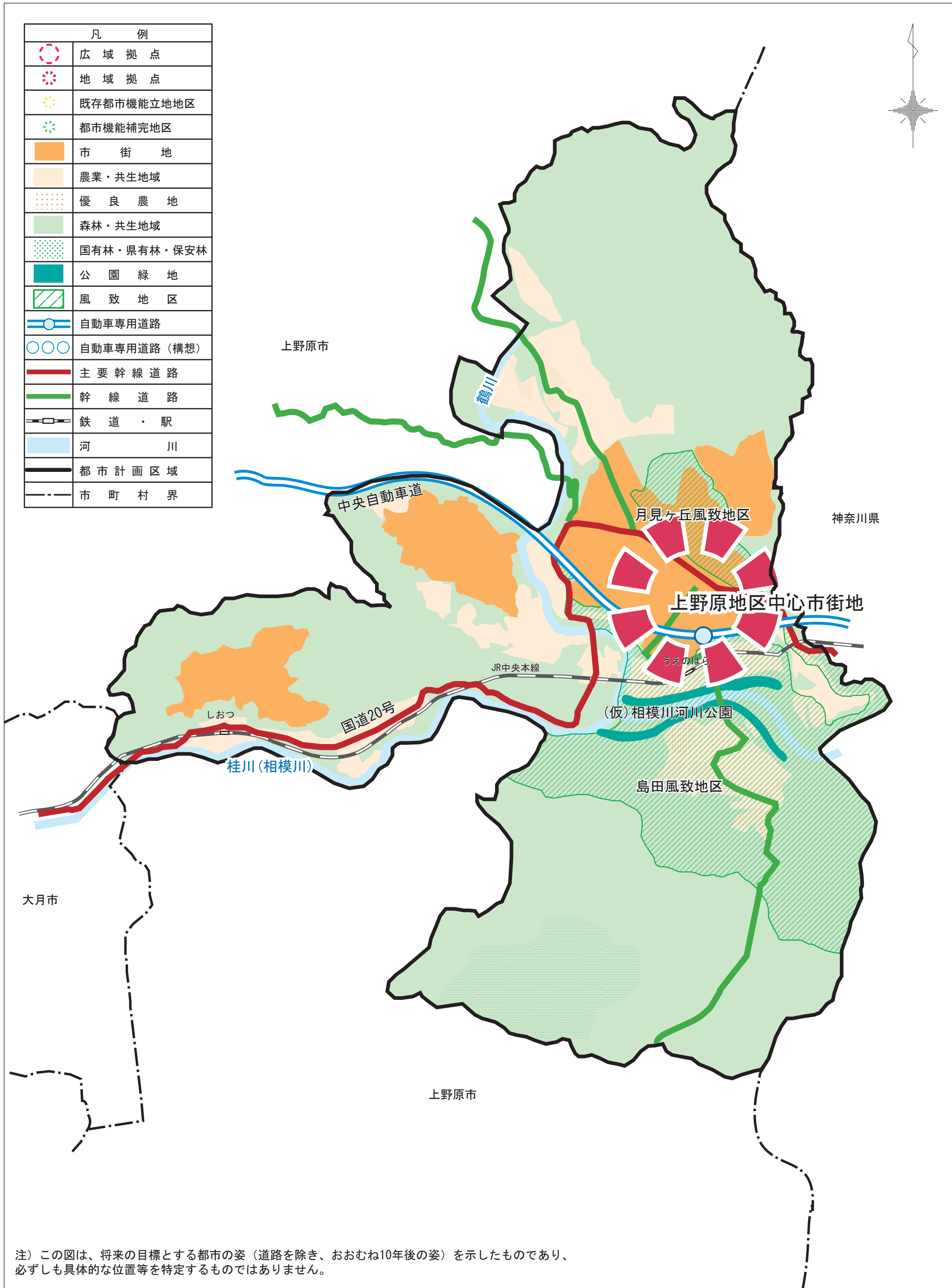
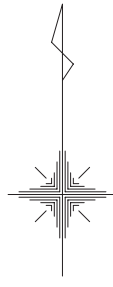
上野原地区中心市街地周辺（地域拠点）



- 注) 方針エリアには農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域、農地法による農地転用が許可されないと見込まれる農用地を含まないものとする。
- 注) ベースに利用した都市計画総括図は平成 16 年 5 月現在のもの

将来都市構造図

凡 例	
	広域拠点
	地域拠点
	既存都市機能立地地区
	都市機能補完地区
	市街地
	農業・共生地域
	優良農地
	森林・共生地域
	国有林・県有林・保安林
	公園緑地
	風致地区
	自動車専用道路
	自動車専用道路（構想）
	主要幹線道路
	幹線道路
	鉄道・駅
	河川
	都市計画区域
	市町村界

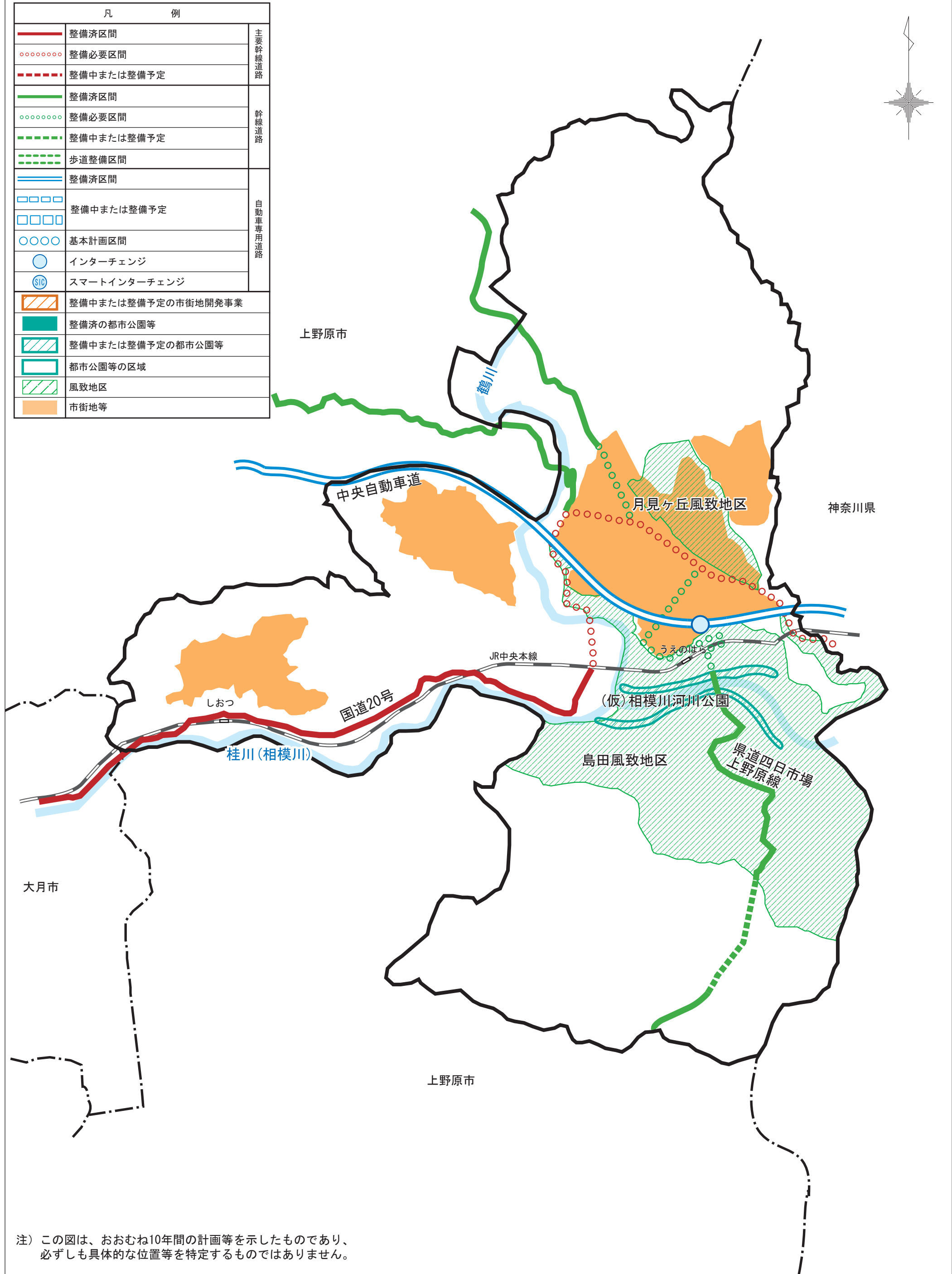


注) この図は、将来の目標とする都市の姿（道路を除き、おおむね10年後の姿）を示したものであり、必ずしも具体的な位置等を特定するものではありません。



整備方針図

凡 例		
	整備済区間	主要幹線道路
	整備必要区間	
	整備中または整備予定	
	整備済区間	幹線道路
	整備必要区間	
	整備中または整備予定	
	整備済区間	自動車専用道路
	整備中または整備予定	
	整備中または整備予定	
	基本計画区間	
	インターチェンジ	
	スマートインターチェンジ	
	整備中または整備予定の市街地開発事業	
	整備済の都市公園等	
	整備中または整備予定の都市公園等	
	都市公園等の区域	
	風致地区	
	市街地等	



注) この図は、おおむね10年間の計画等を示したものであり、必ずしも具体的な位置等を特定するものではありません。

